

相続手続きのご案内



この度は故人のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。
また、ご生前の永きにわたるお取引に対し厚く御礼申し上げます。
故人が当庫とお取引いただいていたご預金等につきましては、相続のお手続きが必要となります。
以下のご案内は基本的なお手続きであり、お取引の内容によってはお手続きが異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
ご不明な点につきましては、相続センターまたはお取引店にお問い合わせください。

お問い合わせ先

兵庫信用金庫 相続センター

〒670-0806 姫路市増位新町1丁目16番地

フリーダイヤル **0120-223-021**

受付時間 平日9:00~17:00 (土日祝日・年末年始は除く)



兵庫信用金庫

目 次

1. 相続手続きの流れ	1
2. 被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本について	2
3. 相続人様の戸籍謄本について	3
4. 必要書類について	4
5. 「遺産分割協議書」や「遺言書」がなく、相続人全員で請求される場合	5
6. 遺産分割協議書に基づき請求される場合	6
7. 遺言書に基づき遺言執行者が請求される場合 (遺言執行者が指定されている時)	7
8. 遺言書に基づき受遺者が請求される場合 (遺言執行者が指定されてない時)	8
9. 相続預金払戻依頼書のご記入について	9
10. よくあるご質問	15
11. 兵庫信用金庫 店舗一覧	17



1 相続手続きの流れ

当庫の相続手続きは、以下の手順にて行います。
お取引内容によっては、お手続きが異なる場合がございます。
ご不明な点につきましては、相続センターまたはお取引店へお問い合わせください。

手順 ①

お亡くなりになった事実を相続センターまたはお取引店にご連絡ください。
除籍謄本や相続人であることが確認できる戸籍謄本などがお手元があればお持ちください。

ご来店またはお電話にてご連絡ください。
その時点で預金等のお取引は全て停止させていただきます。また戸籍謄本等で相続人であることを確認させていただき、お手続きについてご説明いたします。
ご融資残高がある場合や相続放棄、限定承認された場合は、あらかじめお申し出ください。

手順 ②

ご相続人等の確認および必要書類のご準備

4 必要書類について
をご参照ください

ご案内しました必要書類をご用意ください。
また相続預金払戻依頼書にご署名・ご捺印をお願いいたします。

手順 ③

必要書類のご提出

ご案内しました必要書類を相続センターへ郵送またはお取引店にご提出ください。
ご来店いただいた場合、原則当日は書類をお預かりするのみとし、書類を確認後、払戻手続きについては後日あらためてご連絡させていただきます。
なお、書類の確認には日数をいただいておりますので、あらかじめご了承ください。

手順 ④

相続預金払戻

相続預金の払戻しや通帳のご返却、計算書のお渡しなどをいたします。



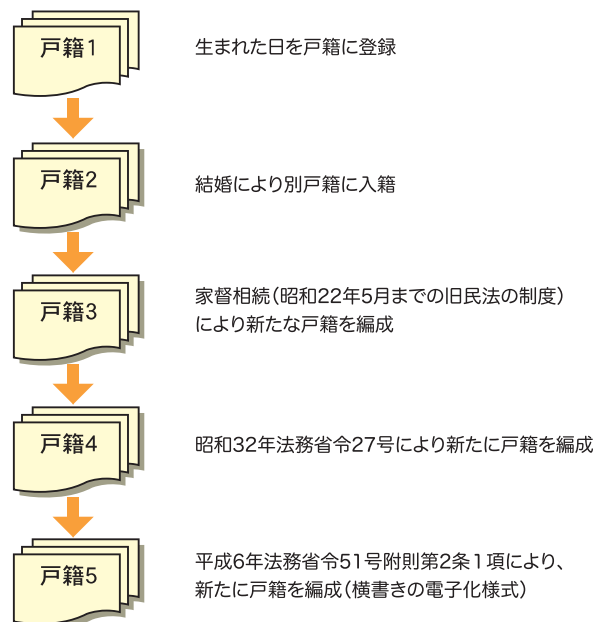
2

被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本について

相続人様の確認のために、被相続人様(亡くなられた方)が生まれた時から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本の提出をお願いいたします。
戸籍謄本は、戸籍のある市町村で取得できますが、その市町村が遠方である場合は、郵送での交付について、その市町村役場の戸籍係へ直接お問い合わせください。
また戸籍謄本の取得時には、相続手続きに必要な旨を伝えていただくとスムーズに取得できます。
市町村の戸籍係より、“戸籍が滅失”している等の理由により戸籍謄本が取得できない場合は、各市町村にて滅失等の証明書を取得してください。

[主な戸籍の変更理由] (例:大正生まれの方)

※ この方の場合、5通の戸籍謄本が必要です。



※転籍や養子縁組等があれば、上記以外にも必要な戸籍が増える場合があります。

3 相続人様の戸籍謄本について

現在の戸籍謄本のご提出をお願いいたします。ただし、以下に該当する方は、現在の戸籍謄本のご提出は不要です。

● 被相続人様と同じ戸籍の方

● 婚姻等により、被相続人様の戸籍から除籍された方で、除籍から現在まで姓(名字)に変更がない方

具体例

被相続人 兵庫 太郎様の
戸籍から除籍

旧姓 兵庫 花子様
→新姓 姫路 花子様

<除籍謄本 記載例>

平成〇〇年〇〇月〇〇日姫路太郎と婚姻届出
兵庫県姫路市北条〇〇丁目〇〇番地に夫の氏の新戸籍
編成につき除籍

現在の姓 ①
姫路 花子様

被相続人様の戸籍から除籍された時と現在の姓が
同じ → 相続人様の現在の
戸籍謄本は不要です

現在の姓 ②
神戸 花子様

被相続人様の戸籍から除籍された時と現在の姓が
異なる → 相続人様の現在の
戸籍謄本が**必要**です

4 必要書類について



相続形態により必要書類が異なります。

下記1～6からあてはまるものを選び、必要書類掲載ページをご覧ください。

	相続形態	必要書類掲載ページ
1	「遺産分割協議書」や「遺言書」がなく、相続人全員で請求される場合	5 ^ (P.5)
2	「遺産分割協議書」に基づき請求される場合	6 ^ (P.6)
3	「遺言書」に基づき「遺言執行者」が請求される場合 (遺言執行者が指定されている時)	7 ^ (P.7)
4	「遺言書」に基づき「受遺者」が請求される場合 (遺言執行者が指定されていない時)	8 ^ (P.8)
5	裁判所の調停調書謄本または審判書謄本がある場合	相続センターまたは お取引店へ お問い合わせください
6	1～5以外	相続センターまたは お取引店へ お問い合わせください

「遺産分割協議書」や「遺言書」がなく、 相続人全員で請求される場合

【被相続人様(亡くなられた方)の関係書類等】

1. 戸籍謄本・除籍謄本

※ 被相続人様のお生まれの時から
お亡くなりになられた時までの連
続したものがが必要です。
(P.2をご参照下さい)

- 市区町村の役所・役場で発行されます。
- 法定相続情報証明制度を利用されている場合は、「法定相続情報一覧図の写し」をご提出ください。その場合は、戸籍謄本のご提出は不要です。
- すべて原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

【相続人様の関係書類等】

1. 印鑑証明書

(相続人様全員、
発行後6ヶ月以内のもの)

- 市区町村の役所・役場で発行します。
- 相続人様が未成年の場合は法定代理人(親権者等)の印鑑証明書をご提出ください。
- すべて原本をご提出ください。原本還付をご希望の場合はお申し出ください。

2. 戸籍謄本

(相続人様全員)

- 法定相続情報証明制度を利用されている場合は、「法定相続情報一覧図の写し」をご提出ください。その場合は、戸籍謄本のご提出は不要です。
- 相続人であることが確認できる全ての戸籍謄本あるいは除籍謄本が必要です。
※ 以下に該当される方は不要です。
 - ① 被相続人様と同じ戸籍の方
 - ② 婚姻等により被相続人様の戸籍から除籍された方で、除籍時から現在まで姓(名字)に変更が無い方(P.3をご参照下さい)
- すべて原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

3. 相続預金払戻依頼書

- 相続人様全員がそれぞれご署名のうえ、ご実印を押印ください。

4. 預金を受取られる方の実印

5. 名義変更される場合は新届出印

6. 通帳・証書

- お手元の通帳・証書をご提出ください。なお、キャッシュカードは不要です。お持ちの場合は裁断のうえ廃棄してください。

遺産分割協議書に基づき請求される 場合

【被相続人様(亡くなられた方)の関係書類等】

1. 戸籍謄本・除籍謄本

※ 被相続人様のお生まれの時から
お亡くなりになられた時までの連
続したものがが必要です。
(P.2をご参照下さい)

- 市区町村の役所・役場で発行されます。
- 法定相続情報証明制度を利用されている場合は、「法定相続情報一覧図の写し」をご提出ください。その場合は、戸籍謄本のご提出は不要です。
- すべて原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

【相続人様の関係書類等】

1. 遺産分割協議書

- 相続人様全員の署名および実印の押印があり、印鑑証明書が添付されているものをご提出ください。
- すべて原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

2. 戸籍謄本

(相続人様全員)

- 法定相続情報証明制度を利用されている場合は、「法定相続情報一覧図の写し」をご提出ください。その場合は、戸籍謄本のご提出は不要です。
- 相続人であることが確認できる全ての戸籍謄本あるいは除籍謄本が必要です。
※ 以下に該当される方は不要です。
 - ① 被相続人様と同じ戸籍の方
 - ② 婚姻等により被相続人様の戸籍から除籍された方で、除籍時から現在まで姓(名字)に変更が無い方(P.3をご参照下さい)

3. 印鑑証明書

(当庫の預金を受け取られる相続人様
全員、発行後6ヶ月以内のもの)

- すべて原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。
- 市区町村の役所・役場で発行します。相続人様が未成年の場合は特別代理人等の印鑑証明書をご提出ください。
- すべて原本をご提出ください。原本還付をご希望の場合はお申し出ください。

4. 相続預金払戻依頼書

- 遺産分割協議書に基づき当庫の相続預金を受け取られる相続人様全員がそれぞれご署名のうえ、ご実印を押印ください。

5. 預金を受取られる方の実印

6. 名義変更される場合は新届出印

7. 通帳・証書

- お手元の通帳・証書をご提出ください。なお、キャッシュカードは不要です。お持ちの場合は裁断のうえ廃棄してください。

遺言書に基づき遺言執行者が請求される場合(遺言執行者が指定されている時)

【被相続人様(亡くなられた方)の関係書類等】

1. 死亡の事実が記載されている戸籍謄本・除籍謄本

※「遺言書情報証明書」または家庭裁判所の検認を受けた「自筆遺言証書」の場合は不要です

- 市区町村の役所・役場で発行されます。
- 原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

公正証書遺言

- 原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

2.

公正証書遺言以外の遺言(自筆証書遺言など)

- 法務局に保管されている「自筆証書遺言」は、「遺言書情報証明書」をご提出ください。
- 上記以外の「自筆証書遺言」は、家庭裁判所の検認を受けたあと、「遺言書検認調書」をご提出ください。
- 原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

【遺言執行者様の関係書類等】

1. 印鑑証明書

(遺言執行者様全員、発行後6ヶ月以内のもの)

- 市区町村の役所・役場で発行します。(遺言執行者様が、弁護士・司法書士・行政書士の場合は職印証明書で可)
- すべて原本をご提出ください。原本還付をご希望の場合はお申し出ください。

2. 相続預金払戻依頼書

- 遺言執行者様全員がそれぞれご署名のうえ、ご実印を押印ください。(遺言執行者様が、弁護士・司法書士・行政書士の場合は職印で可)

3. 遺言執行者様の実印

4. 名義変更される場合は新届出印

5. 通帳・証書

- お手元の通帳・証書をご提出ください。なお、キャッシュカードは不要です。お持ちの場合は裁断のうえ廃棄してください。

遺言書に基づき受遺者が請求される場合(遺言執行者が指定されていない時)

【被相続人様(亡くなられた方)の関係書類等】

1. 死亡の事実が記載されている戸籍謄本・除籍謄本

※「遺言書情報証明書」または家庭裁判所の検認を受けた「自筆遺言証書」の場合は不要です

- 市区町村の役所・役場で発行されます。
- 原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

公正証書遺言

- 原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

2.

公正証書遺言以外の遺言(自筆証書遺言など)

- 法務局に保管されている「自筆証書遺言」は、「遺言書情報証明書」をご提出ください。
- 上記以外の「自筆証書遺言」は、家庭裁判所の検認を受けたあと、「遺言書検認調書」をご提出ください。
- 原本をご提出ください。コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

【受遺者様の関係書類等】

1. 印鑑証明書

(受遺者様全員、発行後6ヶ月以内のもの)

- 市区町村の役所・役場で発行します。
- 受遺者様が未成年の場合は法定代理人(親権者等)の印鑑証明書をご提出ください。
- すべて原本をご提出ください。原本還付をご希望の場合はお申し出ください。

2. 相続預金払戻依頼書

- 受遺者様全員がそれぞれご署名のうえ、ご実印を押印ください。

3. 受遺者様の実印

4. 名義変更される場合は新届出印

5. 通帳・証書

- お手元の通帳・証書をご提出ください。なお、キャッシュカードは不要です。お持ちの場合は裁断のうえ廃棄してください。

<ご記入例>

相続人様全員の自署およびご実印の押印をお願いいたします。
ご実印が不鮮明な場合は、近くの余白に押し直して下さい。
委任状などで委任を受けた弁護士等が払戻請求される場合は、次のとおりご記入ください。
<例>

弁護士 神戸太郎様が
相続人 兵信花子様より委任された場合
兵信花子 代理人 弁護士 神戸太郎

相続預金払戻依頼書を記入された日をご記入ください。

相続預金払戻依頼書

依頼日 R5年 6月 1日

被相続人 (亡くなられた方)	お名前 兵信 太郎
お亡くなりになった日	R5年 3月 1日

1. 相続人等()の該当するものに○を記入し、住所・氏名を自署のうえ、実印を捺印してください。
※記入欄が不足する場合は、裏面に記入してください。

相続人 受遺者 遺言執行者 ()	住所 姫路市増位新町1丁目2-3 氏名 兵信 花子 実印 花子実印 日中に連絡がつく電話番号 079-123-4567
相続人 受遺者 遺言執行者 ()	住所 神戸市中央区 中山手通4丁目5番6号 氏名 兵信 一郎 実印 一郎実印
相続人 受遺者 遺言執行者 ()	住所 姫路市北条口7丁目8-9 氏名 兵庫 信子 実印 信子実印
相続人 受遺者 遺言執行者 ()	住所 西宮市甲子園洲鳥町 2番地3号 氏名 兵信 二郎 実印 二郎実印
相続人 受遺者 遺言執行者 ()	住所 明石市大久保駅前町3丁目 2-1 氏名 兵信 三郎 実印 三郎実印

該当する番号を選び、○で囲んでください。
該当するものがない場合は、相続センターまたはお取引店にお申し出ください。

2. 類型選定 ※ 該当する番号を○で囲んでください

1	共有財産として相続人一同が承継しました。 下記預金等につき私(ども)以外に権利者は存在しません。	遺産分割協議前に 相続人全員で請求される場合
2	相続人全員の遺産分割協議により上記の者が相続しました。 下記預金等につき私(ども)以外に権利者は存在しません。	遺産分割協議書に基づき 請求される場合
3	遺言により上記受遺者に遺贈されました。なお、本遺言のほかには遺言は存在せず、また相続人間で遺言に関する争いもありません。	遺言に基づき請求される場合
4	遺言執行者が選任されました。なお、本遺言のほかには遺言は存在せず、また相続人間で遺言に関する争いもありません。	遺言に基づき遺言執行者が 請求される場合
5	相続人全員の委任により遺産整理受任者が一切の相続手続を受任しました。	遺産整理を委任された 信託銀行が請求される場合
6	家庭裁判所の調停・審判(年 号)の結果、遺産分割が成立しました。下記預金等につき私(ども)以外に権利者は存在しません。	裁判所の調停・審判に基づき 請求される場合
7		1~6以外の場合

当金庫で印字済の場合、ご記入は不要です。
印字がない場合、ご預金の取引内容をご記入ください。
金額は現在残高または通帳最終残高をご記入ください。
ご不明な場合は相続センターまたはお取引店へお問い合わせください。
受取人が複数の場合は、代表の方のお名前をご記入ください。
複数の支店でお取引がある場合も、本用紙に全てご記入ください。

通帳または証書を喪失された場合は、○を記入してください。
※キャッシュカードや届出印の喪失は記入不要です。

科目	取引店	口座番号	金額 または現在残高 または現在残高	受取人 または代表*1	払戻方法	通帳・証書の 喪失届
普通(定期・定積) ()	本店営業部	0123456	¥1,234,567	兵信 花子	払戻 名義変更	喪失届 ○を記入 ください
普通(定期・定積) ()	本店営業部	1600001	¥5,000,000	兵信 花子	払戻 名義変更	○を記入 ください
普通(定期・定積) ()	本店営業部	1600002	¥1,000,000	兵信 花子	払戻 名義変更	○を記入 ください
普通(定期・定積) ()	本店営業部	1600003	¥2,000,000	兵信 花子	払戻 名義変更	○を記入 ください
普通(定期・定積) ()	飾磨支店	2600001	¥3,000,000	兵信 花子	払戻 名義変更	○を記入 ください
普通(定期・定積) ()	飾磨支店	1700001	¥120,000	兵信 花子	払戻 名義変更	○を記入 ください
出資金	本店営業部	001234	¥10,000			
しんさんインデックス ファンド325	本店営業部	0000110123456	2,260,193円			

投資信託はファンド名を()にご記入ください。
ファンド名がご不明な場合は相続センターまたはお取引店へお問い合わせください。

貸金庫鍵や貸金庫カードを喪失された場合は、○をご記入ください。
なお、鍵を喪失された場合は、鍵交換費用として実費をいただきます。
貸金庫カードは自動貸金庫のみ発行しています。

貸金庫・保護函番号	取引店名
1 種 2 列 3 号	本店営業部
相続人(代表)	遺失届(該当に○印)
兵信 花子	鍵 カード

5. 相続預金払戻金の受取方法 ※預金・出資金それぞれの受取方法に✓をご記入ください。(受取方法は同一でも構いません)

預金	出資金	受取方法	※当庫以外の口座へのご入金には振込扱いとなり、所定の手数料が必要です			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	現金で受け取ります	裏面の受取書をご記入ください。			
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	貸金庫の口座へ 入金してください。	支店名	科目	口座番号	口座名義
			本店営業部	普通・当座	0456789	兵信 花子
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解約元金から 貸金庫の振込手 数料を引いた後、 右記の口座へ 振り込み	金融機関名	支店名	科目	口座番号
					普通・当座	

ご入金口座は、兵庫信用金庫各支店のみとなります。
他行へご入金の場合はお振込扱いとなり、当庫所定の振込手数料を差し引いた金額をお振り込みさせていただきます。

<ご記入例>



表面に書ききれない場合は、こちらにご記入ください。

1. (つづき)相続人等

相続人 受遺者 遺言執行者 ()	住所 赤穂市加里屋1-2 氏名 兵信 四郎 四郎実印	相続人 受遺者 遺言執行者 ()	住所 姫路市飾磨区今在家4丁目3-2 氏名 兵信 五郎 五郎実印
相続人 受遺者 遺言執行者 ()	住所 姫路市網干区新在家1234番地 氏名 網干 姫子 姫子実印	相続人 受遺者 遺言執行者 ()	住所 たつの市新宮町新宮1234-5 氏名 竜野 宮子 宮子実印
相続人 受遺者 遺言執行者 ()	住所 神戸市垂水区王居殿1丁目2 氏名 兵信 六郎 六郎実印	相続人 受遺者 遺言執行者 ()	住所 佐用郡佐用町佐用3210番地 氏名 佐用 さよ さよ実印

不明な場合は赤字に書き加え、押し印してください。

3. (つづき)預金等明細

科目	取引店	口座番号	金額 または現在残高	受取人 または代表 ※1	払戻方法	通帳・印書の 喪失等
科目を○で囲み、 なければ()に 記入してください	支店名のみ ご記入ください	口座番号を ご記入ください	通帳・印書の最終残高 または現在残高を ご記入ください	権利の相続人を代表して受け取られ る場合は、代表の方(ご所属される 方)のお名前をご記入ください	いずれかを ○で囲んで ください	喪失の場合は ○をご記入 ください
普通・定期・定積 ()	飾磨支店	0345678	¥3,210,987	兵信 花子	払戻 名義変更	
普通・定期・定積 ()	飾磨支店	1600001	¥10,000,000	兵信 花子	払戻 名義変更	
普通・定期・定積 ()					払戻 名義変更	
普通・定期・定積 ()					払戻 名義変更	
普通・定期・定積 ()					払戻 名義変更	
普通・定期・定積 ()					払戻 名義変更	
普通・定期・定積 ()					払戻 名義変更	
普通・定期・定積 ()					払戻 名義変更	
普通・定期・定積 ()					払戻 名義変更	
普通・定期・定積 ()					払戻 名義変更	
普通・定期・定積 ()					払戻 名義変更	

受領書

兵庫信用金庫 御中

現金でお受け取りの場合のみ、
お受け取り時にご記入ください。

1. 預金解約元利金
相続預金払戻依頼書に基づき、被相続人名義の
右記預金等の解約元利金を受領しました。

受領金額 (合計) _____ 円

年 月 日 実印

受取人名 _____

※現金で受け取られた場合のみご記入ください

2. 貸金庫・保護函
被相続人が借用していた貸金庫・保護函の
収容品をすべて搬出し、解約しました。

ご解約日 _____ 実印

R 5 年 7 月 1 日

花子実印

※被相続人様が貸金庫・保護函をご利用されていた
場合のみご記入ください

貸金庫契約がある場合のみ、
解約時にご実印を押印ください。

預金解約後に出資金払戻金をお受け取りになった場合

3. 出資金払戻金
相続預金払戻依頼書に基づき、被相続人名義の
出資金の払戻金を受領しました。

受領金額 (合計) _____ 円

年 月 日 実印

受取人名 _____

※現金で受け取られた場合のみご記入ください

10 よくあるご質問



Q.1 本人が亡くなった後に、預金の引き出しは出来ますか？

お亡くなりになったことをお申し出いただいた時点で、預金口座のご利用はできなくなります。

ご入金・ご出金	ご利用いただけません。
口座振替 (公共料金やクレジットカード利用代金、 振込じょうずなど)	お引き落としはできません。 必要なものは口座振替ご契約先にご連絡ください。
お振込	原則振込先へ返却いたします。

Q.2 当座預金があり、小切手を既に振り出しているのですが、支払出来ますか？

当座預金はお亡くなりになったことを確認後、解約いたします。ただし、生前に振り出された小切手・手形のお支払いをご希望される場合はあらかじめお取引店までお申し出ください。

Q.3 融資取引があるのですが、どうすればよいですか？

お取引店までお申し出ください。お手続きについて個別にご案内させていただきます。

Q.4 兵庫信用金庫で生命保険契約をしているのですが、どうすればよいですか？

各生命保険会社にお申し出ください。

Q.5 投資信託があるのですが、預金と同じように解約できますか？

投資信託を保有されている場合は、原則相続人様に名義変更をしていただけます。名義変更後はそのまま保有していただくか、相場を見て換金していただくこととなります。

Q.6 出資金があるのですが、預金と同じように解約できますか？

出資金をお持ちの方(会員)がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日から3ヶ月以内であれば、相続人様へご名義を変更することができます。なお、名義変更を希望されない場合は、法定脱退にて払戻しの手続きをしていただけます。法定脱退による払戻しはお亡くなりになった事業年度の終了後となり、払戻しまでに1年近くいただくこともあります。詳しくは相続センターまたはお取引店へお問い合わせください。

Q.7 相続人の中に外国に住んでいる人がいて、印鑑証明書が取れません。どうすればよいですか？

お住まいの国にある日本大使館・領事館で発行した「サイン(署名)証明書」をご提出ください。この場合、「相続預金払戻依頼書」にご記入いただいた自署と「サイン(署名)証明書」を筆跡照合しますので、実印の押印は不要です。

Q.8 故人が成年後見制度を利用していましたが、亡くなった場合はどうなりますか？

成年後見制度はお亡くなりになった時点で契約が終了しますので、お亡くなりになった後は相続人様に相続手続きを行っていただけます。

Q.9 残高証明書の発行は出来ますか？

はい、発行いたします。残高証明発行依頼書をご記入いただけます。故人がお亡くなりになったことがわかる除籍謄本および相続人様であることがわかる戸籍謄本、相続人様のご実印および印鑑証明書、当庫所定の発行手数料をご用意ください。また残高証明書の証明日をご依頼時にお伝えください。

Q.10 預金口座の取引履歴を確認したいのですが、どうすればよいですか？

取引履歴明細表の発行をいたします。取引履歴明細表発行依頼書をご記入いただけます。故人がお亡くなりになったことがわかる除籍謄本および相続人様であることがわかる戸籍謄本、相続人様の実印および印鑑証明書、当庫所定の発行手数料をご用意ください。また取引履歴の必要な期間をご依頼時にお伝えください。

その他ご不明な点がございましたら、相続センターまたはお取引店までお問い合わせください。

11 兵庫信用金庫 店舗一覧



姫路市			
本店営業部	670-0935	姫路市北条口3丁目27番地	079-282-1340
飾磨支店	672-8051	姫路市飾磨区清水111番地	079-234-1313
西飾磨支店	672-8079	姫路市飾磨区今在家4丁目20番地1	079-234-1311
広畑支店	671-1121	姫路市広畑区東新町1丁目10番地2	079-236-3001
蒲田出張所	671-1103	姫路市広畑区西夢前台4丁目213番地	079-236-2727
網干支店	671-1234	姫路市網干区新在家1406番地	079-272-0881
網干駅支店	671-1227	姫路市網干区和久294番地1	079-272-4433
白浜支店	672-8023	姫路市白浜町甲329番地	079-246-1751
姫路中央支店	670-0965	姫路市東延末2丁目163番地	079-223-7871
今宿支店	670-0055	姫路市神子岡前1丁目2番10号	079-298-3567
城西支店	670-0084	姫路市東辻井2丁目6番31号	079-293-1111
野里駅前支店	670-0806	姫路市増位新町2丁目18番地	079-224-2345
御立支店	670-0074	姫路市御立西6丁目3番28号	079-297-4555
家島支店	672-0101	姫路市家島町真浦2140番地	079-325-1122
坊勢出張所	672-0103	姫路市家島町坊勢133番地	079-327-1221

神戸市			
神戸中央支店	650-0004	神戸市中央区中山手通2丁目4番11号	078-391-6011
新長田支店	653-0841	神戸市長田区松野通3丁目3番28号	078-611-6331
御旅支店・ 神戸駅前支店	652-0804	神戸市兵庫区塚本通4丁目3番5号	078-575-8886
六甲支店	657-0027	神戸市灘区永手町3丁目4番15号	078-851-2311
五毛出張所	657-0815	神戸市灘区業師通1丁目2番7号	078-881-6211
滝の茶屋支店	655-0883	神戸市垂水区王居殿1丁目5番2号	078-751-1955
学が丘支店	655-0004	神戸市垂水区学が丘4丁目22番41号	078-782-8111
東灘支店	658-0011	神戸市東灘区森南町1丁目6番5号	078-451-0161
藤原台支店	651-1321	神戸市北区有野台2丁目1の1	078-981-5552
山の街支店	651-1221	神戸市北区緑町6丁目1番1号	078-581-0011
鈴蘭台支店	651-1113	神戸市北区鈴蘭台南町6丁目14番20号	078-592-5881

西宮市			
甲子園支店	663-8151	西宮市甲子園洲鳥町9番10号	0798-47-4151

明石市			
大久保支店	674-0058	明石市大久保駅前2丁目6番地の5	078-936-6231

加古川市			
東加古川支店	675-0101	加古川市平岡町新在家275番地	079-423-2455
加古川支店	675-0065	加古川市加古川町篠原町50番地の7 ウイズマークス加古川駅前101	079-423-0131

高砂市			
高砂支店	676-0072	高砂市伊保港町1丁目8番1号	079-448-6001

たつの市			
御津支店	671-1341	たつの市御津町釜屋10番地5	079-322-1151
新宮支店	679-4313	たつの市新宮町新宮1040番地13	0791-75-3211

相生市			
相生支店	678-0031	相生市旭1丁目2番地の3	0791-22-4425

赤穂市			
赤穂支店	678-0239	赤穂市加里屋50番地の6	0791-43-1301
尾崎出張所	678-0226	赤穂市さつき町11番地の9	0791-45-1238

揖保郡			
太子支店	671-1561	揖保郡太子町鶴1327番地の7	079-276-4141

赤穂郡			
上郡支店	678-1231	赤穂郡上郡町上郡1645番地の81	0791-52-0330

佐用郡			
佐用支店	679-5301	佐用郡佐用町佐用3013番地	0790-82-2224